

佐倉市の入札契約に関する経緯

入札契約の適正化に資することを目的とする佐倉市の取り組みを掲載しています。

- 平成元年4月1日 : 建設工事前払金制度の開始（設計金額1,000万円以上、30%）
佐倉市財務規則の改正
- 平成5年9月1日 : 佐倉市建設工事入札制度検討委員会設置要領制定
- 平成5年9月6日 : 新しい入札制度について検討開始（佐倉市建設工事入札制度検討委員会）
- 平成5年12月16日 : 制限付き一般競争入札暫定試行（佐倉市立臼井中学校分離校）
- 平成6年6月10日 : 制限付き一般競争入札暫定試行（岩名運動公園陸上競技場改修）
- 平成7年3月24日 : 入札制度改善に関する骨子決定
 - … 制限付き一般競争入札の導入（10億円以上）
 - … 公募型指名競争入札の導入（1億5,000万円以上10億円未満）
 - … 随意契約の明確化、工事費内訳書の提示
 - … 工事完成保証人制度の廃止、新履行保証制度の導入
 - … 入札結果の公表を開始
- 平成7年6月1日 : 談合情報対応関係マニュアル整備
- 平成7年12月11日 : 建設工事に係る一般競争入札を導入
- 平成7年7月26日 : ダンピング防止に関する対応を開始
- 平成8年8月1日 : 入札制度に関する検討開始
- 平成8年8月23日 : 入札結果等の事後公表を開始
- 平成9年1月31日 : 特定建設工事共同企業体制度の導入（建設工事関係）
- 平成10年4月1日 : 公募型指名競争入札制度の導入（建設工事関係）
- 平成11年4月1日 : 経常共同企業体制度の導入（建設工事関係）
- 平成11年10月1日 : 建設工事に係る一般競争入札及び公募型指名競争入札の金額引き下げ
（一般競争入札 … 1億5,000万円以上）
（公募型指名競争入札 … 1億5,000万円以上3億円未満）
- 平成11年12月1日 : 最低制限価格制度の廃止
低入札価格調査制度の導入
予定価格の事前公表を試行開始（設計金額1,000万円以上）
一堂に集める現場説明会の一部廃止（予定価格事前公表事業）
- 平成12年4月1日 : 年間発注予定を公表（建設工事関係、設計金額1,000万円以上）
- 平成13年1月1日 : インターネットにより契約情報（入札結果等）を掲載開始
- 平成13年4月1日 : 年間発注予定の公表範囲拡大（設計金額1,000万円以上→設計金額250万円以上）
- 平成13年6月1日 : 受注希望型指名競争入札制度を試行開始
公募型指名競争入札制度の廃止
建設工事関係業務委託前金払制度開始（設計、測量、土質地質調査）
… 設計金額1,000万円以上、30%
- 平成14年8月1日 : 年間発注予定公表範囲の拡大（建設工事関係業務委託、設計金額300万円以上）
予定価格事前公表範囲の拡大
… 建設工事関係業務委託、設計金額300万円以上
… 建設工事設計金額1,000万円以上→500万円以上
予定価格事後公表範囲の拡大
… 建設工事関係業務委託、設計金額300万円以上
- 平成14年11月1日 : 不正行為等による損害賠償条項を契約書に位置付
- 平成15年4月1日 : 入札金額内訳書の返却制度廃止（予定価格事前公表対象事業）
- 平成15年7月1日 : 年間発注予定公表範囲の拡大
… 建設工事（250万円以上）、建設工事以外100万円以上
予定価格事前公表範囲の拡大
… 建設工事、建設工事関係業務委託は、競争入札に付する事業全て
予定価格事後公表範囲の拡大（競争入札付した事業全て）
- 平成15年8月1日 : 予定価格事前公表範囲の拡大
… 役務の提供業務委託（清掃等業務委託、競争入札に付する事業全て）
低入札価格調査制度の範囲拡大（建築工事4,500万円以上→3,000万円以上）
契約状況の公表範囲の拡大（役務提供300万円以上）
一堂に集める現場説明会の廃止

- ・ 平成16年7月1日 : 制限付き一般競争入札の対象拡大

 - … 1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に加え、平成16年7月1日から5,000万円以上の工事以外の事業全て

郵便入札の導入

 - … 制限付き一般競争入札を対象

受注希望型指名競争入札対象範囲の拡大

 - … 建設工事製造の請負について1,000万円以上1億5,000万円未満とし、建設工事に係る委託について3,000万円以上

低入札価格調査制度の範囲拡大

 - … 3,000万円以上の建設工事の他、2,000万円以上の業務委託等を対象
- ・ 平成17年4月1日 : 制限付き一般競争入札の対象拡大

 - … 工事又は製造の請負の事業130万円超、測量業務委託及び公園緑地等管理業務委託50万円超

低入札価格調査制度

 - … 調査対象のうち建設工事について、3,000万円以上→1,000万円以上
 - … 調査基準について、100分の70に統一
 - … 基準額を下回る契約について、契約保証の上乗せ
(10分の1→10分の3、10分の3→10分の4)

予定価格事前公表範囲の拡大

 - … 入札に付する事業全てを対象

正当な理由なく契約を締結をしない者に対する違約金の徴収

 - … 落札金額の100分の5に相当する額

契約保証人

 - … 廃止

建設工事関係業務委託前金払制度（設計、測量、土質地質調査）

 - … 対象金額1,000万円以上→500万円以上

受注希望型指名競争入札

 - … 廃止
- ・ 平成17年6月30日 : 経常建設共同企業体

 - … 廃止
- ・ 平成17年7月1日 : 佐倉市入札金額内訳書取扱事務要領の一部改正

 - … 入札金額と内訳書合計額が大幅に異なる場合には無効となることを規定
- ・ 平成17年10月20日 : 佐倉市入札約款の改正

 - … 入札参加者が一人である場合の入札の取り止めについて、原則として指名競争入札に限定

佐倉市電子入札約款の制定

 - … 電子入札に係る入札手続き等について規定
- ・ 平成17年10～11月 : 建設工事において、電子入札の試行実施

 - … 市内登録業者（土木系）を対象
- ・ 平成18年4月1日 : 制限付き一般競争入札の対象拡大

 - … すべての事業を対象として、制限付き一般競争入札により実施
(※平成18年度事業に係る債務負担行為事業については、18年1月から実施)
 - … ただし、物品等購入(印刷含む)の入札については、平成18年7月から制限付き一般競争入札により実施

複数単価による入札の実施

 - … 予定数量に基づく総額の入札により落札者を決定する方式の導入

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に関する規定の整備

佐倉市入札監視委員会の設置
- ・ 平成18年4月3日 : 「ちば市町村共同利用電子調達システム」の運用開始

 - … 建設工事の入札において、電子入札を全面導入
- ・ 平成18年7月1日 : すべての事業の入札について、制限付き一般競争入札の対象となる

 - … 物品等購入(印刷含む)の入札案件について制限付き一般競争入札の実施

郵便入札の対象拡大

 - … 原則として、電子入札を除く入札対象案件すべてを対象
 - … 入札約款の整理(入札方式別：郵便、電子の各入札約款)
- ・ 平成18年9月1日 : 佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格者の市内業者・準市内業者認定基準、事業所確認調査実施要領の制定

 - … 「市内」、「準市内」業者における実態のない不適格業者の入札参加防止

- ・ 平成18年10月～ : 工事関係委託(測量)において、電子入札の実施
… 市内登録業者を対象
- ・ 平成18年11月1日 : 「ちば市町村共同利用電子調達システム」を利用して平成19・20年度入札参加資格審査申請の受付を開始(平成19年2月28日まで)
… 7市(佐倉市のほか、市川市、松戸市、習志野市、流山市、我孫子市、四街道市)でシステムを共同利用
- ・ 平成19年3月1日 : 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約に係る手続き要領の制定
- ・ 平成19年4月1日 : 工事関係委託の入札において、電子入札の全面導入
工事(業務)妨害又は不当要求に対する措置に関する特約を契約書に付加
… 佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱の改正により、建設工事及び業務委託契約において暴力団等から妨害又は不当要求を受けた場合における佐倉市への報告及び所轄の警察署への届出を義務付ける特約条項を付加
- ・ 平成20年1月10日 : 談合等不正行為に係る損害賠償金の予定額を契約金額の10%から20%に改正
独占禁止法違反等に係る指名停止期間の強化
- ・ 平成20年4月1日 : 特定建設工事共同企業体に発注する工事において、単体企業の参加も認める混合入札をすることができる規定を追加
制限付き一般競争入札資格要件設定基準別表の一部改正
… 土木系工事(解体、くい打ちを除く)の「市内」発注の上限金額を5,000万円から4,000万円に引き下げ
… 建物清掃業務委託(一般清掃)の「市内・準市内」の地域区分を「市内・準市内・県内」とし、上限金額を500万円から1,000万円に引き上げ
… 建物清掃業務委託の「市内・準市内・県内」を「市内・準市内・県内・県外」として、500万円以上を1,000万円以上に引き上げ
公共工事等に要する経費の前払金取扱要領
… 公共工事等の前払金を請負金額の30%(支出限度額1億円)から40%(支出限度額2億円)に引き上げ
すべての事業の入札において、電子入札の全面導入
- ・ 平成20年8月8日 : 建設工事請負契約書の単品スライド条項の運用開始
- ・ 平成20年12月22日 : 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務処理要領、下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾事務処理要領、売掛債権譲渡承諾事務処理要領の制定
- ・ 平成22年4月1日 : 公共工事等に要する経費の前払金取扱要領
… 前金払ができる対象工事を1,000万円以上から500万円以上に引き下げ
- ・ 平成23年4月1日 : 「ちば電子調達システム」運用開始に伴う、契約関係基準を改正
… 佐倉市制限付き一般競争入札実施要領 公告様式の改正
… 佐倉市電子入札システム運用基準 ちば電子調達システムの仕様に変更
地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務処理要領及び下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾事務処理要領の改正
… 国土交通省通知「地域建設業経営強化融資制度の延長について」に基づく改正
佐倉市建設工事適正化指導要領の改正一括下請の禁止範囲拡大、監理技術者の選任規定の改正
… 千葉県通知「千葉県建設工事適正化指導要綱」改正に基づく改正
… 一括下請の禁止の範囲の拡大
… 監理技術者の選任規定の改正
… 様式第7号に「別紙様式 専任技術者一覧表」を追加
- ・ 平成23年7月1日 : 総合評価方式制限付き一般競争入札の試行導入
… 佐倉市総合評価方式制限付き一般競争入札試行実施要領、佐倉市総合評価方式制限付き一般競争入札試行実施ガイドラインの制定
- ・ 平成24年4月1日 : 佐倉市契約保証事務取扱要領の改訂(文言等の整理)
随意契約ガイドラインの改訂(文言の整理等)
- ・ 平成24年11月1日 : 佐倉市建設工事適正化指導要領の改訂
… 施工体制台帳の様式に健康保険等の加入条項欄を追加
- ・ 平成25年4月1日 : 佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱の改訂
… 建設工事から全ての発注事業に拡大し、特約条項を追加
佐倉市簡易修繕(営繕)等受注参加者資格審査要領の改訂
… 暴力団関係の排除について、改訂
- ・ 平成26年4月1日 : 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務処理要領の改訂

… 時限立法のため、期限の改訂

最低制限価格制度の導入開始

… 建設工事500万円以上2,500万円未満について、最低制限価格制度を導入

… 業務委託のうち人件費の占める割合が大きく且つ年間を通じて作業員等を従事される委託（建物清掃、機械警備を除く警備・受付、公園緑地等管理受託者が常駐する施設の電気・機械設備等保守点検等）について500万円以上2,000万円未満に導入

建設工事の低入札価格調査制度の範囲の改訂

… 最低制限価格制度の導入に伴い、1,000万円以上から2,500万円以上制限付き一般競争入札資格要件設定基準の見直し

… 土木一式、とび土工Co、舗装工事 4,000未満⇒5,000未満

建築一式、管、造園工事 3,000万円未満⇒4,000万円未満

電気工事 市内準市内500万円未満⇒1,000万円未満

公園緑地等管理（通年） 2,000万円未満⇒3,000万円未満

公園緑地等管理（除草、剪定） 500万円未満⇒1,000万円未満 等

・ 平成26年6月1日

： 佐倉市制限付き一般競争入札資格要件設定基準の改訂

… 不調対策として、建築一式工事における技術者の専任を要しない範囲の拡大
建築一式工事2,500万円未満を5,000万円未満に拡大

佐倉市建設工事における現場代理人の常駐義務緩和

… 予定価格1,000万円未満を土木一式2,500万円未満、建築一式5,000万円未満

・ 平成27年4月1日

： 中間前金払制度の導入開始

… 下請業者の保護・市内中小企業の資金調達の円滑化及び不調対策として契約金額が500万円以上の建設工事において、一定条件のもと中間前払制度を実施。
契約金額の2/10以内

《条件》

・ 工期の2分の1を経過していること。

・ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

・ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

・ 当初の前金払が支出済みであること。

・ 平成27年7月1日

： 低入札価格調査実施要領の改正

… 同額入札における調査順位決定方法（くじ引き）の明示

… 調査書類の提出期限を開札日から3日以内とする。期限内未提出の場合や調査に非協力の場合は、当該調査対象者を失格とする規定の設定

… 失格判定基準の具体例の明示

… 提出書類又は事情聴取時の説明に虚偽があった場合の措置（指名停止）

旧マニュアルの廃止と新低入札価格調査マニュアルの制定

… 低入札マニュアルの制定に伴い、通常調査及び重点調査マニュアルの廃止

・ 平成27年10月1日

： 建設工事において、社会保険等未加入者の入札参加制限

… 社会保険等の種類は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険

… 2,500万円以上の建設工事において、入札参加制限

平成28年4月1日からは、建設工事全てとする。

… 次期(H28・H29年度)名簿への申請を認めない。

・ 平成29年4月1日

： 佐倉市制限付き一般競争入札資格要件設定基準の改訂

… 建築一式工事における技術者の専任を要しない範囲の拡大

建築一式工事5,000万円未満を7,000万円未満に拡大

建築一式工事以外の建設工事2,500万円未満を3,500万円未満に拡大

佐倉市建設工事における現場代理人の常駐義務緩和

… 建築一式工事5,000万円未満を7,000万円未満に拡大

建築一式工事以外の建設工事2,500万円未満を3,500万円未満に拡大

低入札価格調査制度の見直し

… 建設工事の調査基準価格の算出方法の改定

予定価格算出の基礎になった下記(1)～(4)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額×1.08

(1)直接工事費×0.95 (2)共通仮設費×0.90

(3)現場管理費×0.90 (4)一般管理費×0.55

… 失格基準価格を新設

予定価格算出の基礎になった下記(1)～(4)の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額×1.08

(1)直接工事費×0.75 (2)共通仮設費×0.70

(3)現場管理費×0.70 (4)一般管理費×0.30

総合評価方式制限付き一般競争入札制度を本格導入

… 対象工事の範囲の拡大

《対象工種》

土木一式工事、建築一式工事、管工事⇒全工種

《対象金額》

設計金額7,000万円以上⇒建築一式工事は設計金額7,000万円以上、建築一式工事以外の建設工事は設計金額3,500万円以上

… 評価項目を改定

過去15年間の施工実績、過去10年間の主任（監理）技術者の施工実績の対象となる工事

災害協定に関する評価

市内在住若年技術者の雇用に関する評価 等

・ 平成30年4月1日 : 低入札価格調査制度の見直し

… 適用範囲

建設工事 : 2,500万円以上⇒3,500万円以上

委託 : 「特定業務委託」に該当する場合は適用対象外に

… 調査基準価格の算定方法

建設工事 : 算定式中の直接工事費×0.95 ⇒ 直接工事費×0.97

測量コンサルタント業務委託 : 予定価格×0.7 ⇒ 国土交通省基準

最低制限価格制度の見直し

… 適用範囲

建設工事 : 500万円以上2,500万円未満⇒130万円超3,500万円未満

測量コンサルタント業務委託 : 新たに適用 50万円超2,000万円未満

委託（「特定業務委託」） : 500万円以上2,000万円未満⇒50万円超

… 最低制限価格の算定方法

低入札調査基準価格と同じ

建設工事における入札参加資格の見直し

… 主任技術者等の専任を必要とする対象工事

予定価格 3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）を

請負金額 3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）に変更

… 特定建設業許可及び監理技術者の専任を必要とする対象工事

予定価格 7,000万円以上を

下請金額 4,000万円以上（建築一式工事6,000万円以上）に変更

・ 平成31年4月1日 : 入札執行後の落札者との契約締結日までの期間の改正

… 「落札者決定通知から7日以内」を「落札決定後、速やかに」に変更

佐倉市建設工事適正化指導要領の改訂

… 施工体制台帳の様式に「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加

・ 令和元年7月1日 : 変動型最低制限価格制度の試行導入

… 適用対象

ほ装工事（130万円超3500万円未満） 入札参加業者が5者以上の場合のみ

… 変動型最低制限価格の算定方式

① 入札参加業者の入札額の平均±標準偏差の範囲内の参加業者を抽出

② ①で抽出した業者の入札額の平均×0.9を算出

③ ②と通常の最低制限価格と whichever is lower を採用

プロポーザル方式に係る事務手続きの変更

… 佐倉市入札参加資格審査委員会の事前審査を追加

佐倉市入札監視委員会への事後報告を追加

・ 令和元年10月1日 : 消費税率変更に係る要綱・要領等の改正

建設工事における社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止

… 社会保険等の種類は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険

… 対象は130万円以上の建設工事

… 違反した場合の措置

- ・ 原則30日以内に、当該一次下請業者が社会保険等に加入した事実を確認できる書類の提出を求める。
 - ・ 期限内に提出がない場合は次の措置を講じる。
 - ① 指名停止
 - ② 工事成績の減点
 - ③ 建設業許可行政庁への通報
- ・ 令和2年5月1日 : 総合評価方式制限付き一般競争入札制度の見直し
 … 対象金額
 建築一式工事以外の建設工事：設計金額3,500万円以上⇒5,000万円以上
- ・ 令和2年5月22日 : 総合評価方式制限付き一般競争入札制度の見直し
 … 簡易型総合評価方式の導入
 … 共同企業体に係る配点の見直し
- ・ 令和2年10月1日 : 調査基準価格及び最低制限価格を事後公表に移行
 その他請負契約に係る調査基準価格及び特定業務委託に係る最低制限価格の算定式の変更
 … 予定価格×0.7 ⇒ 業務原価×0.75+一般管理費等×0.3
 ほ装工事における変動型最低制限価格制度の廃止
- ・ 令和3年4月1日 : 電子入札における開札立会人の廃止（紙入札参加者がいない場合に限る。）
 総合評価方式制限付き一般競争入札制度の見直し
 … 「過去3カ年度の佐倉市（公営企業を含む。）発注工事（同業種に限る。）における工事成績評定の平均点」及び「過去3カ年度の佐倉市（公営企業を含む。）発注工事（請負金額500万円以上）における工事成績評定点」の対象区分の変更
- ・ 令和5年1月1日 : 建設業法施行令改正に伴う見直し
 … 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限：
 4,000万円（建築一式工事6,000万円）⇒4,500万円（建築一式工事7,000万円）
 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限：
 3,500万円（建築一式工事7,000万円）⇒4,000万円（建築一式工事8,000万円）
- ・ 令和5年4月1日 : 制限付き一般競争入札資格要件設定基準の見直し
 … 管工事 市内・準市内・（県内）：
 4,000万以上7,000万未満⇒5,000万以上～7,000万未満
 市内：4,000未満⇒5,000万未満
 … 電気工事 市内・準市内・県内：
 1,000万以上5,000万未満⇒2,000万以上～5,000万未満
 市内・準市内：
 500万以上1,000万未満⇒1,500万以上～2,000万未満
 市内：500未満⇒1,500万未満
 総合評価方式制限付き一般競争入札制度の見直し
 … 過去15年間の同種の公共工事の施工実績、過去10年間の主任（監理）技術者としての同種の公共工事の施工実績
 同規模以上の施工実績あり 2点⇒3点
 … 建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録
 事業者IDを取得している 1点、事業者IDを取得していない 0点
 … 災害時等の協力に関する協定に基づく出勤の有無
 過去1ヵ年度の協定に基づく災害対応の出勤回数
 3回以上3点、2回2点、1回1点、0回又は協定締結なし0点
 ⇒過去3ヵ年度の協定に基づく災害対応の出勤回数1回につき0.5点（上限3点）
 … 企業の安全衛生及び福祉等に関する取組状況の項目に「女性活躍推進支援に関する措置」、「青少年雇用促進支援に関する措置」を追加
 電子入札約款、郵便入札約款を入札約款に統合
 暴力団排除に関する特約に、遵守義務違反の場合に指名停止とすることを明示
- ・ 令和6年4月1日 : 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し
 … 調査基準価格及び最低制限価格の算定方法
 建設工事： 算定式中の一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68
 上限 予定価格×0.90 ⇒ 予定価格×0.92
 下限 予定価格×0.70 ⇒ 予定価格×0.75
 測量コンサルタント業務委託：測量業務の算定式中

上限 予定価格×0.8 ⇒ 予定価格×0.82
測量コンサルタント業務委託：地質調査の算定式中
諸経費×0.45 ⇒ 予定価格×0.48
その他請負契約（調査基準価格）及び特定業務委託（最低制限価格）：
変動型を採用

制限付き一般競争入札における一抜け方式実施要領の制定

制限付き一般競争入札の資格要件設定に係る測量コンサルタント業務委託の配置予定技術者設定マニュアルの制定

- ・ 令和7年2月1日 : 建設業法施行令改正に伴う見直し
 - … 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限：
4,500万円（建築一式工事7,000万円）⇒5,000万円（建築一式工事8,000万円）
主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限：
4,000万円（建築一式工事8,000万円）⇒4,500万円（建築一式工事9,000万円）

- ・ 令和7年4月1日 : 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し
 - … 調査基準価格及び最低制限価格の算定方法
測量コンサルタント業務委託：測量業務・地質調査・設計業務の算定式中
諸経費×0.48 ⇒ 予定価格×0.50
測量コンサルタント業務委託：補償コンサルタントの算定式中
諸経費×0.45 ⇒ 予定価格×0.50

週休2日工事の実施

… 「発注者指定方式」「通期における現場閉所」

経費の補正率

労務費：土木1.02、営繕1.02

機械経費（賃料）：土木1.02

共通仮設費：土木1.02

現場管理費：土木1.03

地方自治法施行令の一部を改正する政令に伴う見直し

… 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において、その予定価格が次の金額を超えないときは、随意契約によることが可能とする。

契約の種類

工事又は製造の請負…200万円

財産の買入れ…150万円

物件の借入れ…80万円

財産の売払い…50万円

物件の貸付け…30万円

その他…100万円